

明石市乳児等通園支援事業実施基準

1. 乳児等通園制度の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

2. 実施方法

(1) 対象となるこども

利用対象は認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども。施設等利用給付や通所給付を受けている児童も利用対象となり、3歳の誕生日の前々日まで利用することができる。

※事業所単位で、受け入れ可能月齢や年齢を限定することも可。

(2) 利用可能時間

こども1人、1か月当たり10時間を利用の上限とし、10時間に満たない残時間がある場合も、翌月に繰り越さない。一度の利用は最低1時間以上とし、以降は30分単位での利用とする。

※10時間を超えた利用については乳児等通園支援事業の給付対象とはならないものの、一時預かり等他の制度で対応することは可能。

(3) 実施場所

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設(以下、「既存保育所等」という。)において、実施することができる。

(4) 事業内容

① 乳児等通園支援

乳児等通園支援事業の内容である乳児等通園支援(児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。)は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針(保育所保育指針(平成29年厚生労働

省告示第 117 号)) に準じ、本事業の特性に留意して、本事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

※リトミック、英語、スイミング、体操など特定の活動内容を中心とする保育の提供はできないことから、合同実施型で乳児等通園支援事業を実施する場合、認可保育施設の保育カリキュラムの変更や場所の分離、該当時間の受入制限等により対応すること。

② 開所日数

事業所の開所の日数、時間帯は、受入体制を考慮の上、適切に設定すること。

③ 事前面談

利用者が初めて当該事業所を利用する際には、初回利用の前に、必ず保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握すること。

- ・事前面談には、特別な事情がない限り利用するこどもを同席すること。
- ・面談で得られた情報を基に初回利用に向けた個別計画を作成すること。
- ・要支援家庭への接触の端緒となることも想定されることから、必要に応じ、明石こどもセンターへの連絡をはじめ適切な対応をとること。
- ・医療的ケア

④ 親子通園

慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることも可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意すること。

⑤ 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成する必要がある。

【計画と記録】

ア 全体的な計画及び個別計画

発達に応じたこどもの育ちに適した安全な環境を整え、こどもが楽しく過ごせるように見通しを持つことは重要であるため、こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた個別計画を作成することが必要です。

※乳児等通園支援事業の事業者は、既存保育所等の運営について既に全体的な計画を別途定めていますので、乳児等通園支援事業の事業実施に伴い必要となる内容を加える対応として差し支えありません。

※初回利用時における個別計画は、事前面談等を参考に、初回の具体的な活動の内容に関する個別計画を作成し、利用後に評価・反省等の振り返りを記載することが求められます。2 回目以降は、初回利用時の評価・反省及び事業の実施

内容の記録を基に個別計画を作成してください。

イ 事業の実施内容確認の記録

以下を参考に、総合支援システムの「当日の行動記録」（こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル事業者向け P.69 参照）として記録を作成してください。

- ①事業の実施内容確認の記録：活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録
- ②利用した児童の育ちに関する記録：利用こどもの特性や育ちの経緯
- ③その他特別な情報：システムを活用して行政及び事業者間で共有する対応と
しているこどもの過ごし方等に関する情報など

(5) 個人情報の保護

本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。なお、本事業に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び明石市関連規定を順守すること。

(6) 保護者負担(利用料)

① 利用料

利用料は 1 人 1 時間当たり 300 円とし、事業者が直接徴収する。

- ・ 1 時間を超えて 30 分単位で利用する場合、30 分当たりの利用料は当該利用者の 1 時間当たりの利用料の半額とする。
- ・ 食糧、保育用品(当該保育時間に消費する原材料費に限る)については事前に利用者の同意を得たうえで、直接徴収することができる。

② キャンセルに関する取扱い

利用料のキャンセルに関する取扱いは、下表のとおりとする。なお、キャンセルや遅刻等の理由は問わない。

〔利用のキャンセルが発生した場合の取扱い〕

連絡の タイミング	前日 17 時までに 連絡した場合	前日 17 時以降に 連絡した場合	遅刻・早退・無断キャンセル 及び時間超過の場合
利用料	発生しない		予約時間に係る全額が発生 (利用があったとみなす)
利用時間	利用時間枠は減 少しない	予約時間分を減算 (利用時間枠が減少)	

※「前日」は当該保育施設の開所日のうち、利用日の 1 日前をいう。

※時間超過の場合、10 時間を超える分については本事業の対象とはならない。

③ 利用料の減免について

利用者負担額の減免については、以下の取扱いとする。

- ・生活保護受給世帯・・・0 円/時間
- ・住民税非課税世帯・・・60 円/時間
- ・住民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯・・・90 円/時間
- ・要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、明石市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合・・・150 円/時間

※減免額については給付費の中で事業者へ補填する。

※減免要件が重複する場合は減免率の最も大きい要件を適用する。

(7) 総合支援システムの活用について

利用予約から利用後の行動記録に至るまで、一連の事務手続きを国の整備する「こども誰でも通園制度総合支援システム※」を用いて行う。事業の実施にあたっては、こども家庭庁ホームページ上で公開されている「こども誰でも通園制度総合支援システム 利用マニュアル 事業者向け」を十分に確認すること。

※こども誰でも通園制度総合支援システムは、本事業の実施にあたってこども家庭庁により構築されたシステムであり、事前面談や利用予約等のやりとりから利用する子どもの情報の把握、市への請求まで、本事業に関する多くの事務をこのシステムを通じて行う。

【利用者の視点からの利用のおおまかな流れ】

1. 利用認定の申請

- ①明石市専用フォームから利用認定申請を行う。
- ②明石市より「こども誰でも通園制度総合支援システム」へログインするための ID 及びパスワードが郵送で届く。

2. 事前面談（親子面談）の予約・実施（利用施設ごとに初回利用時のみ）

- ①こども誰でも通園制度総合支援システムから、希望施設へ事前面談の予約を申請する。
- ②施設から面談日時の連絡があり、約束した日時に面談を受ける。

3. 利用予約

- ①面談終了後、こども誰でも通園制度総合支援システムから利用予約を行う。
- ②システムを通じて利用可否の回答が届く。

4. 当日の利用

予約した日時に、施設を利用し、利用料を施設へ直接支払う。

3. 運営上の注意事項

(1) 安全計画の策定等について

乳児等通園支援事業の実施事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定する必要がある。

※既存保育所等の施設運営について既に定めている安全計画に、乳児等通園支援事業の事業実施に伴い必要となる内容について加筆修正を行う対応として差し支えない。

※安全計画の加筆修正にあたっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)を踏まえたものとなるよう留意すること。

(2) 衛生管理について

- ・利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。
- ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること。
- ・事業所には必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの適正に管理すること。

※保育所における衛生管理等については、「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成21年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参考に、適切な措置を講じること。

(3) 食事の提供について

① 食事の提供について

食事の提供は、既存施設等において提供の実績がある場合に限り、実施することができる。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応も十分に検討したうえで判断すること。また、外部搬入により食事を提供すること、弁当等を持参して食事をとることも差し支えない。

【給食・離乳食の工夫・注意点】

- ・保育所で“初めて食べる”ことを避ける

離乳食は、『授乳・離乳の支援ガイド』(平成31年3月厚生労働省)を参考に、保育所で“初めて食べる”食品を避けるように保護者と連携すること。

- ・調理形態・調理方法

大きさを調整するため食材を刻む場合は、子どもの発達段階に合わせ、食品、摂

食機能等に応じた大きさにすること。食べようとする意欲、手づかみ食べやかじり通りの体験も重要であり、適切な形態になるよう配慮する。子どもは細菌への抵抗力が弱いので、調理を行う際には衛生面に十分に配慮すること。

② アレルギー対応について

食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月厚生労働省）、「授乳・離乳の支援ガイド」（令和元年 3 月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日厚生労働省）を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては、「明石市立保育所・認定こども園食物アレルギー対応マニュアル」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019 年改訂版)」（平成 31 年 4 月厚生労働省）を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応すること。

【アレルギー対応における注意点】

・生活管理指導票を活用すること

食物アレルギー対応として医師の診断に基づいた生活管理指導票を活用し、除去食や代替食など一人ひとりに配慮した食の提供を行うこと。

・完全除去対応（提供するか、しないか）を基本とすること

保育施設の食物アレルギー対応における原因食品の除去は、“完全除去”を行うことを基本とすること。医師による指示は、「完全除去」から「混入程度はよい」、「25ml まではよい」など様々なケースがある。こうした個々の自宅での対応レベルを保育施設での給食に適用することは誤食発生の遠因となるため、子どもが安全に保育所生活を送るという観点から“完全除去”か“解除”の両極で対応を進めること。

・誤食・誤配の予防、防止を徹底すること

誤食・誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や定期的な見直し、内部研修を行うこと。また、給食提供にあたっては、トレイの色を変える、「クラス・園児名・除去食品」を明記したカードを用いて引き渡し時に声出し確認を行うなど、誤配を確実に防ぐ仕組みを構築すること。

③ 外部搬入により食事の提供を行う場合の条件

以下の A.の要件をすべて満たす場合については、B.に指定する者からの外部搬入による食事の提供をすることも差し支えないものとする。

A. 外部搬入により食事の提供を行う場合の要件

- イ 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が乳児等通園支援事業の事業者であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ロ 乳児等通園支援事業の事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士

又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

- ハ 調理業務の受託者を、乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- ニ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ホ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

B. 乳児等通園支援事業所に外部搬入を行うことができる者

- ・当該乳児等通園支援事業の事業所と一体的に運営されている既存保育所等
- ・当該乳児等通園支援事業の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(4) 乳児等通園支援事業所内部の規程について

乳児等通園支援事業者は、次の運営についての重要事項に関する規程を運営規程として定めること。

※既存保育所等の施設運営について既に規定している運営規程とは別に、乳児等通園支援事業の事業運営に関する重要事項に関する内部の規程を別途定めることが必要となる。

【運営規程の必要的記載項目】

- ① 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
乳児等通園支援事業としての目的及び運営の方針を記すこと。
- ② 提供する乳児等通園支援の内容
保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して提供することとされている乳児等通園支援について、障害児や医療的ケア児の受入れ体制等も含め記すこと。
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
乳児等通園支援従事者について、職員の職種、員数及び職務内容を記すこと。
- ④ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日を明確に記すこと。
- ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

こども一人1時間当たり300円とし、各事業所において設定する食糧費等の実費負担額を踏まえ、適切に記すこと。

⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記すこと。なお、利用定員の取扱いについては、当該年度の4月1日時点(0歳については、出生の時点)の満年齢によること。

⑦ 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項を記すこと。

⑧ 緊急時等における対応方針

緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

⑨ 非常災害対策

火災や地震等の非常災害等への対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のために講じる対策について記すこと。なお、別途、虐待の防止のための措置を講じている場合においては、その旨を記すこと。

⑪ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項について記すこと。

(5) 非常災害対策について

事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を実施すること

※既存保育所等の防災マニュアルについて加筆修正を行う対応として差し支えない。また、防災訓練についても既存保育所等の訓練に併せて実施するものとして差し支えない。

(6) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則

事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(7) 虐待等の防止

事業者の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(8) その他運営上の留意事項

- ・本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知)」に従い、速やかに報告すること。
- ・利用当日に、通園がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。特に、要支援家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ・要支援家庭等のこどもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ・本事業の実施に当たっては、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を参考にして実施すること。
- ・対象となるこどもがいる家庭に対して、本事業の意義、目的及び仕組みについて十分に周知を行うこと。

4. 設備基準

明石市乳児等通園支援事業の実施にあたっては、乳児等通園支援事業として通年で一定の定員数を受け入れられるスペースを確保したうえで、認可を受ける必要があることから、事業の実施にあたっては以下の項目に注意すること。

※以下に示す基準はあくまで誰でも通園制度を実施する施設として特に必要となる基準であり、建築基準法や消防法等、施設としての一般的な適格性については、必ず別途確認すること。

(1) 一般的な施設基準

- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。※申込までに検査済証の写しを取得するようにしてください。
- ・建築基準法における耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
- ・面積基準として、0, 1歳児1人あたり3.3㎡以上、2歳児1人あたり1.98㎡以上の有効面積(保育に供することのできる面積であり、収納棚や楽器等、児童が

そのスペースで活動できない面積を除く。)を確保すること。

- ・ 0, 1 歳児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- ・ 0 歳児を異年齢児と合同で保育する場合には、間仕切り等で保育スペースを区画すること。
- ・ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- ・ 2 歳児を利用させる事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- ・ 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- ・ 事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていること。
- ・ 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

(2) 建物の2階以上で乳児等通園支援事業を実施する場合の施設基準

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

- イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各

		号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

①スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

②調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(3) 実施方式ごとの認可申請の内容について

ア 合同実施型：在園児と合同で預かる方法

→保育室等の有効面積が、認可定員数に照らして余裕がある場合にのみ、実施可能。誰でも通園制度を実施するために認可定員を減らすことはできない。

【有効面積として認可されている部分を活用して誰でも通園制度を実施する場合】

既存保育所等の保育室等の有効面積として認可されている部分を活用して乳児等通園支援事業を実施しようとする場合、あらかじめ認可定員数に照らして最低限必要となる床面積まで減じた認可変更(図面及び施設の用途、保育室面積等の変更)を行い、それにより生じた余剰の床面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として算定し、認可申請を行う必要があります。

イ 独立実施型：専用室で預かる方法

→独立実施型で事業を実施する場合は、当該専用室の有効面積をもって誰でも通園制度の事業実施スペース(保育室)として認可申請すること。

(4) 設備の共有

既存保育所等の設備(便所、調理室等)は、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児及び既存保育所等の利用者等に支障がない場合に限り、兼用を可能とする。

(5) 監査の実施

施設監査等により、事業の実施状況と認可内容と合致していることについて継続的な確認を実施する。

5 職員配置

(1) 職員の要件

事業の実施にあたる職員(乳児等通園支援従事者)は、保育士資格を有する者でなければならない。

(2) 職員の配置基準

乳児等通園支援従事者の配置基準として、乳児についてはおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児についてはおおむね6人につき1人以上とすること。

1の事業所について、乳児等通園支援従事者が2人を下回ることはできない。ただし、既存保育所等の保育士による支援が受けられる状況にある場合は、保育士1名で保育できる利用児童の範囲内において、1名とすることができる。

(3) 障害児を受け入れる場合の体制の確保

障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

(4) 医療的ケア児の受け入れについて

ア 受け入れまでの流れ

- ① 保護者が入力する利用認定の申請フォーム（4ページ参照）に医療的ケア要否欄を設けることで、乳児等通園支援事業の利用を希望する医療的ケア児を市で事前に把握
- ② 医療的ケア要否欄にて「必要」と回答した児童について、医療的ケアの内容や利用を希望する施設などを聞き取り、受け入れが可能かどうか、市が当該施設等と個別に調整を実施

※医療的ケアが必要であるにもかかわらず、申請フォームの医療的ケア要否欄で「不要」と回答した場合、施設での事前面談において医療的ケア児であることが発覚する可能性があります。その際は、こども育成室までご連絡をお願いいたします。

イ 医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置

医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、当該こどもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従

事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該こどもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該こどもの医療的ケアを実施する場合、1名のみの配置でも可能とする。

<関係資料>

- ・ 保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)
- ・ 保育所における感染症対策ガイドライン(平成 21 年 8 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- ・ 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和 4 年 12 月 15 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)
- ・ 「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」
- ・ こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル事業者向け